

北海道告示第11389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

北海道知事 鈴木 直道

市町村名	都市計画の種類
北広島市	地区計画（大曲幸地区）
同	地区計画（北広島団地青葉町地区）
倶知安町	特定用途制限地域
同	景観地区
安平町	と畜場